

山口県自主防災アドバイザー活動要綱

第1 目的

自主防災組織の活動促進・活性化のために活動する意欲と知識を有する者を「山口県自主防災アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）に委嘱し、県、市町、アドバイザー等が連携して地域防災力の向上を図る。

第2 アドバイザーの委嘱

県は、県が実施するアドバイザーの養成研修を修了した者のうち、「山口県自主防災アドバイザー」登録承諾書（様式第1号）を県に提出し、県がアドバイザー名簿に登録した者にアドバイザーを委嘱する。

第3 アドバイザーの活動内容

アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自主防災組織の活性化等に係る指導・助言
- (2) その他地域の防災力向上に関する支援

第4 委嘱期間等

アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日の属する年度の3月末日までとする。ただし、翌年度の活動について同意が得られた場合は、再委嘱できるものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は年度途中で委嘱を解除できるものとする。

- (1) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
- (2) 本人からアドバイザーを辞退する旨の申し出があった場合
- (3) アドバイザーとして活動することが不可能と判断された場合

第5 派遣申込

アドバイザーの派遣等を希望する者（以下「依頼者」という。）は、「山口県自主防災アドバイザー」派遣申込書（様式第2号）を居住市町の防災担当部局に提出するものとする。申込を受理した市町は、県が提供するアドバイザー名簿から適任者を選定し、当該アドバイザーと活動内容等を調整の上、依頼者に通知する。

第6 費用負担等

アドバイザーの活動は、原則として無報酬とする。ただし、活動に必要な資料印刷経費や旅費等の実費相当分として、別表に定める額を自主防災組織活動促進事業実行委員会に請求できる。費用負担の取扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 別表に定める各区分について、一連の活動に対して1回のみを請求対象とする。
- (2) 市町が、一連の活動に対して、複数のアドバイザーを選定した場合は、代表アドバイザーが費用を請求する。
- (3) アドバイザーは活動報告書兼費用請求書（様式第3号）を活動日の属する年度の3月10日までに活動地域が属する市町に提出する。
- (4) 市町は、アドバイザーから請求があった場合は、活動日の属する年度の3月15日までに当該地域における活動内容と請求内容を審査の上、履行確認を行い、県へ送付する。
- (5) 県は、請求書を受領後、請求内容を審査の上、速やかに支払い手続きを行う。

(6) 次の事項のいずれかに該当する場合は、費用請求できないこととする。

- ①依頼者とアドバイザーの協議により、活動に係る実費等を依頼者が負担する場合
- ②県や市町の総合防災訓練など、県や市町が主催する大規模な訓練の支援をする場合

第7 アドバイザーの遵守事項

アドバイザーは、活動するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと
- (2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと
- (3) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと
- (4) 自主防災組織等の支援要望をできるだけ尊重すること

第8 活動報告

アドバイザーは、活動実績について、県から報告を求められた場合には速やかに報告を行う。

第9 運用等

- (1) 県は、アドバイザーを対象とした研修等の実施により、アドバイザーの更なるスキルアップのための支援を行う。
- (2) 市町は、管内自主防災組織等の関係者にアドバイザー制度の周知を図るとともに、アドバイザーの活動が円滑に行えるよう、協力・支援を行う。
- (3) アドバイザーは、各種研修等を積極的に受講するなど、引き続き防災知識の向上に努める。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

別表（第6 第1項関係）

区分 (活動内容)	標準額
(ア) 講演・研修会等の講師	20,000 円
(イ) 訓練（避難・防災）への指導等	10,000 円
(ウ) 率先避難・呼びかけ避難体制整備	30,000 円
(エ) 避難所運営の手引き整備	30,000 円
(オ) 津波避難訓練の企画・指導等	20,000 円